

第 17 号議案

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 8 年 2 月 27 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加する必要がある。

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年中野区条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

23 区長	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に 関する条例（昭和47年東京都条例第117号）に よる医療費の助成に関する事務であって規則で定め るもの
-------	--

別表第2の2の項及び14の項中「地方税関係情報であって」を
「地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって、」に改め、同表に
次のように加える。

21 区長	大気汚染に係る健康障害 者に対する医療費の助成 に関する条例による医療 費の助成に関する事務で あって規則で定めるもの	住民票関係情報又は医療 保険給付関係情報であっ て、規則で定めるもの
-------	---	--

附 則

この条例中別表第1に次のように加える改正規定及び別表第2に次
のように加える改正規定は令和9年2月1日から、同表2の項及び1
4の項の改正規定は公布の日から施行する。